

## 遺骨帰還事業における厚生労働省・防衛省間の確認事項について

硫黄島からの遺骨帰還のための特命チームが策定した遺骨帰還プランを受け、同島での遺骨帰還事業を行うに当たり、厚生労働省と防衛省は下記のとおり確認する。

### 記

#### 1 支援全般

- ① 厚生労働省は、遺骨帰還事業に関する防衛省への支援内容について、年度末に翌年度における全体の支援内容を取りまとめた上、防衛省へ依頼をする。

厚生労働省は、この年度全体の支援依頼の内容を踏まえ、毎月、翌月に必要となる防衛省への詳細な支援内容を通知する。

- ② ①を受け、翌年度における全体の支援内容に係る事前調整を実施することとし、厚生労働省は、翌年度における全体事業計画の概要を12月末までに防衛省へ示すとともに、両省は、2月末までに防衛省の支援内容に係る調整を整える。

また、各月に実施する詳細な支援内容における事前調整を実施することとし、厚生労働省は、2か月前を目途に防衛省へ当該詳細な支援内容を示すとともに、両省は、1か月前を目途にその内容に係る調整を整える。

- ③ 厚生労働省は、作業場所について事前に防衛省との間の調整を行ったのち、最終的な作業場所を決定する。
- ④ 現地での遺骨帰還事業に関する全般統制は、現地厚生労働省職員が責任をもって行う。ただし、現地部隊指揮官が安全上・保全上において、特に措置が必要と認めた場合には、その指示に従うこととする。
- ⑤ 現地において遺骨帰還事業を円滑に実施するため、現地厚生労働省職員は、現地部隊と情報を共有するとともに、必要な調整を確実に実施する。

## 2 経費の負担等

- ① 遺骨帰還事業に必要となる燃料並びに施設の使用に伴い必要となる給水、給電及び汚水処理等について、防衛省は、厚生労働省に有償支援する。
- ② 陸上自衛隊による重機支援に伴い生じる機材に係る経費（輸送運搬費、維持管理費など）及び支援隊員に係る旅費（宿泊・給食を含む。）は、厚生労働省が負担する。
- ③ 現地において必要となる生活関連物資の調達等（シーツや食糧の調達、調理など）については、厚生労働省が自ら手配するとともに、これに係る経費も、同省が負担する。
- ④ 厚生労働省は、提供を受けた施設に破損等を生じさせた場合は、同省の負担で防衛省が指定する期日までに原状回復を行うこととする。

## 3 その他

- ① 厚生労働省及び防衛省は、必要に応じて両省の了解のもと本確認事項を見直すことができる。また、詳細な取り決めは、別途行う。
- ② 厚生労働省及び防衛省は、必要に応じ、両省の関係部署の招集を求めることができるものとし、当該場における協議を通じて、本事業を円滑に実施するように努める。

平成24年7月31日

厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）

森岡 雅人



防衛省大臣官房審議官

武田 博史

